

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「空調自動制御機器・中央監視装置保守点検業務」</p> <p>本業務は、空調自動制御機器・中央監視装置により館内の空調・熱源・電気・給排水設備・消防用設備等の制御・監視・保全を委託する業務である。</p> <p>また、空調設備全体の老朽化による突発的な機器の異常発生事案が年々増加している中、安全かつ効率的に図書館施設を運営するため、引き続き、中央監視装置の遠隔監視システムによる監視を実施する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>空調自動制御機器・中央監視装置一式は、ジョンソンコントロールズ株式会社が岐阜県図書館用に構築した独自のワークステーションである。このシステムの保守点検業務並びに遠隔監視業務を実施できるのは、ジョンソンコントロールズ株式会社のみである。</p> <p>よって、岐阜県入札参加資格者名簿に登録があるジョンソンコントロールズ（株）名古屋支店しか供給することができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。